

## 神奈川県手話言語条例の見直しについて（案）

### 1 条例の概要

手話は、本条例の前文にもあるとおり、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者同士やろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語であるが、そうした中で、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を一層深め、これを広く普及していく必要があるという認識のもと、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築することを目的としている。

また、条例第8条により、条例の基本理念の具体化については、手話推進計画を策定し、それを実施することとしている。

### 2 条例見直しの検討

#### (1) 条例制定の趣旨

条例前文のとおり

#### (2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握

条例第8条に基づき、平成28年3月に「神奈川県手話推進計画」を策定し、手話の普及等に関する3つの方向性（手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備）により、関係者と協力しながら、施策を推進してきた。

#### (3) 条例・計画に関連する社会状況の推移等

（仮称）当事者目線の障害福祉推進条例等、社会状況の推移に留意して検討を行う。

##### ① 条例制定自治体の拡大

34道府県/17区/320市/82町/3村 計456自治体（令和4年8月12日現在）

※全日本ろうあ連盟ホームページより

「手話を広める知事の会」入会状況（平成29年10月16日現在）47都道府県

##### ② 国の関連施策等

- ・法律制定の動き（手話言語法）については、衆議院に議案提出済（特に動きはなく、制定の目途はたっていない）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年）、一部改正（令和3年）
- ・電話リレーサービスの開始（令和3年7月～）

##### ③ 県の関連施策等

- ・ともに生きる社会かながわ憲章（平成28年10月14日規定）
- ・かながわSDGs取組方針（平成30年12月策定）
- ・聴覚障がい児手話言語獲得支援事業による手話交流会「しゅわまる」の実施（令和2年4月～）
- ・（仮称）当事者目線の障害福祉推進条例の制定に向けた検討

##### ④ その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、生活様式の変化への対応

#### (4) 見直し検討の方向性

現行条例では、条例の基本理念や関係者の役割等について規定しており、条例第8条に基づき策定された手話推進計画により、具体的な取組みを実施している。

条例の見直しにあたっては、これまでの協議会での検討や当事者団体へのヒアリングでの意見聴取の結果を踏まえ、次の観点から検討する。

##### ① 3つの方向性について

現在の3つの方向性のうち、「手話に関する教育及び学習の振興」の中での「ろう児の手話獲得の支援の必要性」、及び「手話を使用しやすい環境の整備」での「非常時を含むあらゆる場面で手話で意思疎通できる環境の整備」について、特に御意見が多く出されており、計画へ反映するとともに、条例見直しの際に考慮する。

また、他にも、ろう児を含めたろう者の手話習得に関する取組の必要性や盲ろう者について具体的に記載すること、さらに、手話通訳者の養成や身分保障などについての御意見もいただいております、今後の取扱いについて併せて検討する必要がある。

##### ② 条例への新たな追加事項の検討について（別紙1参照）

①にある課題等を含め、条例に新たに追加の必要がある事項の有無について、検討する。

本条例が理念条例という性格であることや、具体的内容は計画で定める構成となっていることを踏まえつつ、法制部門とも協議しながら、具体的な検討を進めていく。

#### (5) 見直し調書について

別添（参考）見直し調書のとおり

### 3 今後のスケジュール（別紙2）

令和4年4月～	条例改正内容の検討
令和4年12月	条例改正骨子案報告
令和5年2月	条例改正案を県議会に上程
令和5年4月以降	改正条例施行

## 条例見直し内容の検討について(今後の方向性) (案)

## 1 概要

これまでいただいた御意見を踏まえ、条例見直し内容の検討にあたり次のとおり整理を行った。

本条例は理念条例であり、具体的な取組内容は計画で定め、その計画に基づき施策を実施するという構成となっているが、より柔軟に施策を展開する観点から、この考え方は維持する。

なお、令和4年第1回県議会定例会厚生常任委員会において、条例の見直し結果として「改正の必要性の有無」等について報告した。令和4年度は、下記の整理を踏まえ、改正をする方向で、具体的な改正内容の検討を行う。

## 2 検討事項の整理 (案)

## (1) 手話を必要とするろう児やろう者の手話の習得の位置付けについて

条例にある「手話の普及等」とは、ろう者の社会的障壁の除去や社会参加に関わる取組であり、一般県民に向けた普及の他、手話を必要とするろう者自身が手話を習得できることは、ろう者自身による意思決定やろう者の社会参加の観点から必要であり、国等における取組強化の流れと合わせて、そうした環境整備を行うことも含めて社会的障壁の除去に向けた取組として計画に位置付けることとする。(計画に位置付け済)

また、現在の条例第3条(基本理念)では、手話を「ろう者が大切に受け継いできた」所与のものとして記載しているが、上記のような観点をよりわかりやすくするために、条例において、「今後も当事者により手話が受け継がれていくことの必要性」といった理念的な部分の記載の必要性を含めて検討を行う必要がある。

※ 手話言語条例では、県の責務として、第4条において、県は第3条に定める基本理念に則り、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有すると規定している。

## (2) 盲ろう者についての言及

盲ろう者の中には、手話を使用する者がおり、手話言語条例では、手話を使用する方を「ろう者」としていることから、現在、手話を使用する盲ろう者もその定義の中に含まれるということで整理されている。このことについて、社会通念上、また、国の障害施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者は別であるとの考え方を踏まえ、条例において盲ろう者について言及する必要性について検討する。

(3) 非常時を含むあらゆる場面において手話で意思疎通できる環境の整備について

手話で意思疎通できる環境の整備については、現在の条例目的が達成された社会の姿であり、当該条例に基づく、具体的施策（計画）の推進により取り組む事項として整理する。

(4) 手話通訳の養成や活動環境の充実について

手話通訳の養成や活動環境の充実については、条例の基本理念を実現するために施策として取り組む内容であり、具体的な手話の推進に係る取組として、計画に位置付ける事項として整理する。

神奈川県手話言語条例見直しスケジュール  
 ※令和4年度中に改正予定

年 月	協議会・県民等	庁内関係課	県議会
R4 4月	委員改選		
5月			
6月			
7月			
8月	第1回手話言語普及推進協議会 ・ 条例改正（骨子案）の協議 ・ 計画進捗状況の確認	第1回手話言語推進会議 ・ 条例改正骨子案 ・ 計画進捗状況の報告	
9月			
10月	委員への事前調整 or 意見交換会 or 関係者に個別に意見聴取		
11月	第2回手話言語普及推進協議会 ・ 条例改正案の協議	第2回手話言語推進会議 ・ 条例改正案	
12月			R4 第3回定例会 ⑫ 常任委員会報告 ・ 条例改正（骨子案） 報告
R5 1月			
2月			R5 第1回定例会 県議会提案 ・ 条例改正案提案
3月	第3回手話言語普及推進協議会 ・ 計画進捗状況の確認 ・ 条例改正結果の報告	第3回手話言語推進会議 ・ 計画進捗状況の報告 ・ 条例改正	
改正「手話言語条例」施行（R5.4.1～）			

## 「神奈川県手話言語条例」の一部改正について（取りまとめイメージ）

### (1) 経緯

県では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めた「神奈川県手話言語条例」（以下「条例」という。）を平成28年4月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、手話の普及推進への取組をより進めるため、改正を検討する必要があるという結果であった。

そこで、次のとおり改正を検討する。

### (2) 改正の方向性

#### ア 手話を必要とするろう者の手話の習得の位置付けについて

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、ろう者自身が手話を習得することの重要性に鑑み、当事者が手話を習得することや受け継がれることの必要性を踏まえ、基本理念に追記する。

#### イ 盲ろう者についての言及

社会通念上、また、国の障害施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者は別であるとの考え方を踏まえ、条例において盲ろう者について何らかの形で言及する。

### (3) 今後のスケジュール

令和5年3月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県手話言語条例				
条 例 番 号	平成26年神奈川県条例第89号	法 規 集	第6編第1章第1節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課				
条 例 の 概 要	ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>本条例は、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、その目的に向けて取組は進みつつあるが、まだその目的が十分に達成されているわけではなく、取組を継続していく必要がある。</p> <p>また、国においても「手話言語法」の制定の動き等はあるものの、現時点でその内容や制定時期などは未定である。</p> <p>これらの状況に鑑み、県において手話の普及推進について引き続き検討していく必要がある。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例が制定されたことにより、県民生活における様々な場面で、県民がろう者に基本的な手話の対応ができるように、民間事業者等が実施する手話講習会への手話講師の派遣や、手話学習用教材の作成、配布などの取組を進めており、手話の普及推進を図る上で、本条例の規定は有効である。</p> <p>一方で、ろう者への理解を深める取組の推進やろう児の手話の獲得の機会の充実、非常時も含めた手話による情報取得や手話が使用される機会の充実といった、手話を使用しやすい環境の整備、専門的な人材の計画的な養成や活動環境の充実などは引き続き課題であり、条例の改正や条例に基づき策定する計画において対応を検討する必要がある。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例に基づく手話推進計画が策定され、その計画に沿って様々な取組が進められており、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例の基本方針は、「かながわグランドデザイン」にある、「誰もがその人らしくくらす地域社会の実現に向けて、障がい児・者を取り巻く社会的障壁の排除や障がいに対する理解促進に取り組む」という方向性に合致している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	特に法に抵触するような内容はない。			
その他					
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p>理 由 等</p> <p>令和3年度に改定を予定している「神奈川県手話推進計画」において課題に対応するだけでなく、条例においても対応が必要な部分があることから、その改正を検討する。</p>			